



金 沢 市 公 報

第 3 0 3 5 号 の 7

令和3年(2021年)3月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市環境保全条例の一部を改正する条例 (環境政策課)	4
●条 例		○金沢市営住宅条例の一部を改正する条例 (市営住宅課)	4
○金沢市介護保険条例の一部を改正する条例 (介護保険課)	1	○金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例 (企業総務課)	5
○金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する 条例 (衛生指導課)	2	○金沢市公営企業の設置等に関する条例及び金 沢市農村下水道条例の一部を改正する条例 (")	5
○金沢市食の安全・安心の確保に関する条例の 一部を改正する条例 (")	3	○金沢市消防団条例の一部を改正する条例 (消防総務課)	5
○金沢市公衆浴場法施行条例の一部を改正する 条例 (")	4		

条 例

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第21号

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第8号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合

計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の規定は、令和3年度分からの保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第22号

金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

金沢市食品衛生法施行条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改める。

第4条の見出しを「（掲示）」に改め、同条中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「規則で定める標識を」を「営業の許可を受けた旨を規則で定める方法により」に改める。

第5条の前の見出し、同条及び第6条を削り、第7条を第5条とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区 分	金額（1件につき）	
	新規許可	継続許可
(1) 飲食店営業許可申請手数料	16,000円	9,600円
(2) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	9,600円	5,800円
(3) 食肉販売業許可申請手数料	9,600円	5,800円
(4) 魚介類販売業許可申請手数料	9,600円	5,800円
(5) 魚介類競り売り営業許可申請手数料	21,000円	12,600円
(6) 集乳業許可申請手数料	9,600円	5,800円
(7) 乳処理業許可申請手数料	21,000円	12,600円
(8) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	21,000円	12,600円
(9) 食肉処理業許可申請手数料	21,000円	12,600円
(10) 食品の放射線照射業許可申請手数料	21,000円	12,600円
(11) 菓子製造業許可申請手数料	14,000円	8,400円
(12) アイスクリーム類製造業許可申請手数料	14,000円	8,400円

(13) 乳製品製造業許可申請手数料	21,000円	12,600円
(14) 清涼飲料水製造業許可申請手数料	21,000円	12,600円
(15) 食肉製品製造業許可申請手数料	21,000円	12,600円
(16) 水産製品製造業許可申請手数料	16,000円	9,600円
(17) 冰雪製造業許可申請手数料	21,000円	12,600円
(18) 液卵製造業許可申請手数料	21,000円	12,600円
(19) 食用油脂製造業許可申請手数料	21,000円	12,600円
(20) みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	16,000円	9,600円
(21) 酒類製造業許可申請手数料	16,000円	9,600円
(22) 豆腐製造業許可申請手数料	14,000円	8,400円
(23) 納豆製造業許可申請手数料	14,000円	8,400円
(24) 麺類製造業許可申請手数料	14,000円	8,400円
(25) そうざい製造業許可申請手数料	21,000円	12,600円
(26) 複合型そうざい製造業許可申請手数料	28,000円	16,800円
(27) 冷凍食品製造業許可申請手数料	21,000円	12,600円
(28) 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	28,000円	16,800円
(29) 漬物製造業許可申請手数料	16,000円	9,600円
(30) 密封包装食品製造業許可申請手数料	21,000円	12,600円
(31) 食品の小分け業許可申請手数料	14,000円	8,400円
(32) 添加物製造業許可申請手数料	21,000円	12,600円

備考

- この表において、「新規許可」とは新規に法第55条第1項の規定による営業の許可を受ける場合を、「継続許可」とは当該営業の許可の有効期間の満了に際し、引き続き当該同一の営業の許可を受ける場合をいう。
- 第1号の飲食店営業許可申請手数料の金額は、臨時的に行う飲食店営業で規則で定めるものにあつては、同号の規定にかかわらず、3,200円とする。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

金沢市食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第23号

金沢市食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例

金沢市食の安全・安心の確保に関する条例（平成27年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「もの」の次に「及び同法第58条第1項の規定により届け出なければならない場合に該当するもの」を加え、同項第2号中「定める食品等」の次に「（同法第10条の2第1項の規定により届け出なければならない場合に該当するものを除

く。)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第16条第1項の規定に基づき着手した自主的な回収については、改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

金沢市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第24号

金沢市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

金沢市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号ア中「10歳」を「おおむね7歳」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

金沢市環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第25号

金沢市環境保全条例の一部を改正する条例

金沢市環境保全条例（平成9年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第57条の見出し中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改め、同条中「その他の営業であって規則」を「（規則）に、「（以下「飲食店営業等」という）」を「に限る。以下同じ」に改める。

第58条、第59条及び第63条第3項中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改める。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第26号

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例

金沢市営住宅条例（平成9年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条第1項第2号に規定する被災者等（同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後であるときは、同日）までの間に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第27号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号中「33,300キロワット」を「33,500キロワット」に改め、同項第2号中「4,500キロワット」を「4,700キロワット」に改め、同項第3号中「144,500,000キロワット時」を「145,900,000キロワット時」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市公営企業の設置等に関する条例及び金沢市農村下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第28号

金沢市公営企業の設置等に関する条例及び金沢市農村下水道条例の一部を改正する条例

（金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第2号ウ中「7,070人」を「6,680人」に改め、同号エ中「1,876立方メートル」を「1,776立方メートル」に改める。

（金沢市農村下水道条例の一部改正）

第2条 金沢市農村下水道条例（平成4年条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表二俣地区農村下水道の項中「の一部」を「及び田島町の各一部」に改め、同表田島地区農村下水道の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

金沢市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第29号

金沢市消防団条例の一部を改正する条例

金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「及び副分団長」を「、副分団長、部長、班長及び団員」に改め、同項第3号を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年(2021年)3月22日 印刷
令和3年(2021年)3月22日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄